# 地震保険料率改定案について

異議申出人 旭 化 成 建 材 株 式 会 社 担当 住宅資材事業部長 重岡勇治 〒101-8101 東京都千代田区神田神保町 1-105

神保町三井ビルディング

TEL 03(3269)3521 FAX 03(3296)3524 E-mail shigeoka.yb@om.asahi-kasei.co.jp

## 【異議申出の理由】

現行の基準料率においては、外壁ALC版木造建物は、建物の構造区分でイ構造に区分されている。ところが、改定案では、別紙資料のとおり、口構造に変更される。

この変更は、実態的な危険の格差に基づかない、不当に差別的なものである。 さらに、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量の資料に基づく変更ではな いため、合理的なものでもない。

木造建物の外壁材にALC版を使用した場合、一般的な木造建物、例えば新築でシェア約70%を占める一般的な窯業系サイディング等を使用した建物と比べ、耐火性能の高さは実証されている。

### 【機構の説明に対する疑問】

機構は、建物の構造区分を2区分とすることには合理性があり、建物の耐火性と耐震性の実態的な危険の格差には親和性があるので、火災保険の構造区分に準拠して地震保険の構造区分を設定することにも合理性があるという。

しかし、建物構造が多様化している状況下で、保険料がほぼ1:2となる2区分での運用が妥当かはなはだ疑問である。また、建物の耐火性と耐震性との間には、構造区分に対する実態的な危険の格差が存在すると考えられる。品確法(住宅の品質確保の促進等に関する法律)では、耐震等級と耐火等級が全く別個に定められている。にもかかわらず、火災保険の構造区分を地震保険の構造区分に準用するという手法には無理がある。

#### 【機構に説明を求めた事項と機構の回答】

機構は、現行の基準料率では、外壁ALC版木造建物をイ構造に区分している。そこで、機構に対し、当該区分の根拠と証拠を明らかにするように求めた。 機構が自らイ構造に区分していたのであるから、相応の根拠と証拠に基づいて 区分しているはずであり、当然、根拠と証拠が示されるものと考えていた。

しかし、機構の回答は驚くべき内容であった。すなわち、外壁にコンクリート版を使用した木造建物については、イ構造に区分された時期も明確ではなく、 イ構造に区分された明確な根拠や証拠はないというのである。

機構の回答には大いに疑問がある。機構は、外壁ALC版木造建物を自らイ構造に区分し、基準料率の妥当性の検証を毎年行い、その結果を金融庁長官に報告しているのであるから、外壁ALC版木造建物をイ構造に区分する根拠や証拠を有していると考えざるを得ない。万一、機構が根拠も証拠もなく外壁ALC版木造建物をイ構造に区分し、永年にわたりそのまま維持していたというのであれば、機構はまさにその責任を問われるべきものと考える。

# 地震保険 基準料率の構造区分

(損害保険料率算出機構資料より)

構造区分	現行	変更後	保険料 (東京千葉神奈川の例)
イ構造	1. 耐火構造の建物  2. 準耐火構造の建物  (a) 外壁がコンクリート造の建物 (a-1) 木造建物 (a-2) 木造以外の建物 (b) 土蔵造建物 (c) 鉄骨造建物で外壁が不燃材料 または準不燃材料の建物 (d) 準耐火建築物	1. 下記のいずれかに該当する建物  (a) コンクリート造建物 (b) コンクリートブロック造建物 (c) れんが造建物 (d) 石造建物 (e) 鉄骨造建物 (f) 枠組壁工法建物  2. 耐火建築物 3. 準耐火建築物 4. 省令準耐火建物	16, 900円/年 (保険金額1千万 1年契約の場合)
口構造	イ構造以外の建物 ・ 枠組壁工法建物 ・ 省令準耐火建物 ・ その他	イ構造以外の建物  -▶・外壁がコンクリート造の木造建物  -> ・土蔵造建物  -その他	31, 300円/年 (保険金額1千万 1年契約の場合)



**火災保険** 参考純率の構造区分 ※保険金額2000万円,30年一括払いの場合の弊社試算数字(損害保険会社資料を参考に現状の計算方法に準拠して計算) 地区:東京、千葉、神奈川の平均値

